

農林物資規格調査会総会

農林水産省総合食料局品質課
農林物資規格調査会総会

日時:平成13年11月6日(火)
会場:農林水産省第2特別会議室
時間:14:00~16:02

議 事 次 第

1. 開 会
2. 総合食料局長挨拶
3. 議 題
 - (1)日本農林規格の制定及び見直しの基準(案)について
 - (2)日本農林規格(13年度実施分)の見直しの方向(案)について
 - (3)構造用パネルの日本農林規格の見直し(案)について
 - (4)その他
4. 閉 会

配布資料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 日本農林規格の制定及び見直しの基準について(案)
- 3 日本農林規格(13年度実施分)の見直しの方向(案)について

4 構造用パネルの日本農林規格の見直し(案)

農林物資規格調査会委員名簿

氏 名	役 職 名
有馬 孝禮	東京大学大学院教授
栗生 美世	(社)栄養改善普及会リーダー
板倉 ゆか子	国民生活センター商品テスト部調査役
会長代理	
岩崎 充利	(財)食品産業センター理事長
大木 美智子	消費科学連合会会長
大武 勇	全国水産物商業協同組合連合会理事
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会常務理事
河村 郁生	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部部長
坂井 光男	(社)日本食肉加工協会常務理事
新蔵 敏彦	全国漁業協同組合連合会常務理事
鈴木 肇	(社)全国中央市場青果卸売協会理事
田中 隆行	(社)全国木材組合連合会副会長
谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
福岡 伊三夫	全国食肉事業協同組合連合会会長
会長	
本間 清一	お茶の水女子大学教授
森 光國	(社)日本缶詰協会専務理事
山口 博人	(社)日本木造住宅産業協会副会長
山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
横山 順子	主婦連合会事務局
吉田 勲	日本合板工業組合連合会副会長

事務局出席者

西藤総合食料局長、北原審議官、小林品質課長、田中食品対策室長、品質課井坂上席規格

専門官、品質課菅家総括課長補佐

午後 2時00分 開会

○小林品質課長 時間となりましたので、農林物資規格調査会総会を開催させていただきます。

本日の出席状況ですが、大木委員、河村委員、新蔵委員、谷委員、福岡委員、山口委員、岩崎委員、以上7名の方が所用のために欠席されます。総勢20名の委員のうち13名の委員の方にご出席いただいておりますので、過半数ということになります。農林物資規格調査会令第6条第1項の規定に基づきまして、本会議は成立ということになります。

なお、9月の総会において会議の公開の規定が定められまして、傍聴を認めることに規定が変わりましたので、今回、公募いたしましたところ10名の方が傍聴を希望されまして、傍聴しておられますので、ご報告いたします。

本来ですと、ここで総合食料局長からご挨拶申し上げるところですが、今ちょうど国会に行っております。戻り次第出席いたしますので、そのときに改めてご挨拶申し上げたいと思っております。

本日もご議論いただきたい議題がございますけれども、議事次第の3に(1)から(3)まで書いてあるとおりでございます。1つ目は、JAS規格の制定及び見直しをどういう基準で進めていくべきかという点。2つ目は、具体的に本年度見直す予定

のJAS規格を、どういう考え方でやっていくかという点。3つ目は、構造用パネル、これは木材製品の一種でございますけれども、構造用パネルのJAS規格の見直しの具体的な内容についてでございます。この3点についてご審議をお願いいたします。

では、農林物資規格調査会運営規程第2条第2項の規定に基づきまして、本間会長に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間会長 本日の議題3件、ご説明のとおりでございますが、この前、懇談会を開きまして、JASの格付の現況について我々、認識を深めたわけでございます。本日は見直しの一つの目安が出てまいりまして、それに続いて、非常にたくさんのルールに則ったそれぞれの規格の見直しが待っておるわけでございます。我々は、一件一件の規格の、例えば廃止ということにつきましては既に幾つか議論しているわけでございますけれども、こうしてたくさんものが後に控えている。また、見直しの一つの目安を定めるとなると、列車の廃線と同じように急に恋しくなってしまうようなこともなきにしもあらずであります。この辺は、やはり現実をひとつ見据えていただいての議論を賜りたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、農林物資規格調査会運営規程第7条の規定によりまして本日の総会の議事録をつくりませんが、その議事録の署名人を山中委員、横山委員をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議題に入らせていただきます。

(1)日本農林規格の制定及び見直しの基準(案)について、事務局からご説明いただきたいと思っております。

○井坂上席規格専門官 それでは、お手元の資料番号2のJAS規格の制定及び見直しの基準についてご説明させていただきます。

背景といたしましては、JAS規格につきましては、これまでも随時必要な見直しを行ってきておりますが、見直しが制度化されていなかったことから、生産・流通・消費の実態が規格に十分反映されていない。また、既に使用されなくなっている規格でも改廃のインセンティブが働かず、そのまま残ってしまうなどの問題が生じているところでございます。

このため、平成11年のJAS法改正によりまして、規格が適正であるかどうかを、その制定等の日から少なくとも5年以内にJAS調査会で審議し、確認、改正又は廃止しなければならないこととされております。

規格の見直しに当たりましては、これまでも平成9年3月の本調査会で了承された基準がありますが、これは別添1の「JAS規格の見直しについて」という資料の下の方に、平成9年3月11日にご了承いただきました基準を四角く囲ってございしますが、この基準の策定から数年を経過し、この間にも食品の形態の多様化、新たな種類の加工食品の登場、消費者のニーズの変化など、食品等の生産・流通・消費をめぐる状況も大きく変わってきています。さらに、平成10年10月にJAS法改正に先だって取りまとめられました本調査会基本問題委員会報告で、規格の制定・見直しの考え方がありますが、これは別添2の「食品等の表示・規格制度の見直しについて(取りまとめ)(抜粋)」の下の方に、規格の見直しの考え方が四角い枠で囲ってございしますが、このような規格の制定・見直しの考え方が示されておりまして、平成10年1月には、行政監察におきまして規格の廃止・見直しの基準が示されているところでございます。

このような状況を踏まえまして、規格の定期的見直しが法定されたことを機に、別紙のとおり規格を制定する場合の基準を定めるとともに、見直しの基準を改めて整理することが適当であると考えられるということでございます。

次に、JAS規格の制定・見直しの基準(案)ですが、一部アンダーラインが引いてございますが、これは、事前に委員の皆様へ配付したものと異なる部分でございます。

この基準につきましては、右上にございますように「農林物資規格調査会決定」ということで、調査会がお決めになるということを確認してございます。

また、この基準の性格といたしましては「本調査会がJAS規格の制定又は見直しについて審議するに当たってのガイドラインであり、本調査会が、その内部規定として定めるものである」というふうに位置づけを明確にしてございます。

基準といたしましては、1といたしまして規格の制定の基準、2といたしまして規格の見直しの基準という2つの基準から成り立っております。

1の規格の制定の基準でございますが、「次の基準のすべてに当てはまる農林物資については、規格の制定について検討する」としております。

①といたしまして「生産者又は製造業者が多数存在し」ということで、これはメーカー数として20を超える数を考えております。そして「製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められるもの」これが1つ目の基準でございます。

②といたしまして「規格の制定について、消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があるもの」というのが2つ目の基準でございます。

③といたしまして「小売販売額が100億円以上あるもの」というのが3つ目の基準でございます。

ただし書きといたしまして、「これらの基準に当てはまらない農林物資であっても、国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等政策的な必要性が認められる場合には、規格の制定について検討する」としてございます。これは将来、有機畜産物とかそういうものを考えますと、①②③に該当しないことが考えられますが、こういうものにつきましても、政策的な必要性が認められる場合は定めるということでございます。

2といたしまして、規格の見直しの基準でございます。

この規格の見直しの基準につきましては、(1)廃止の是非を検討するに当たっての基準、(2)改正の是非を検討するに当たっての基準、(3)確認ということで、見直しの結果、廃止、改正、確認ということになりますので、それぞれについての基準を設けてございます。

(1)廃止の是非を検討するに当たっての基準といたしまして、①②③と3つに分かれておりますが、①につきましては品位、成分、性能その他品質についての基準を内容とする規格で、これは1号のJASでございます。これにつきましては次の基準のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとすることとしております。

ア、イ、ウ、エという4つの基準を設けてございます。

アといたしまして「製造業者等が限定され、――これはメーカー数で20社以下を考えております――製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格」としてございます。

イとしまして「見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格」としてございます。「著しく低下している」というのは、30%以上減少しているものを考えております。JAS法上5年以内に見直すことになっておりますので、これらのデータにつきましても5年以内におさめるために、過去2年度の小売販売額の平均値と、対象とするものは4年度前の小売販売額と整理してございます。

それと、1の制定の基準で小売販売額が100億円以上と単位を「円」で決めておりますので、このイの基準につきましても、小売販売額で整理してあります。

ウといたしまして「一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格」ということでございます。

エといたしまして「格付率が著しく低い規格」ということでございます。これにつきましては、格付率が10%以下というものを考えております。そして、括弧書きといたしまして(格付率を把握できない規格にあっては、輸入品を含む格付品の小売販売額が著しく低いもの)としてございます。これは、1の制定の基準の③で小売販売額が100億円以上ということございまして、エで格付率が10%以下ということでございますので、この括弧書きの金額は、10億円以下と考えております。

※でございますが、エの格付率の出し方につきましては「規格の制定の日、前回の確認の日又は改正の日から見直しを行う年度の前年度の終了の日までの期間の平均値」ということで、格付率につきましては、現在、日単位でわかるということでございますので、そのように整理してございます。小売販売額につきましては「規格の制定の日、前回の確認の日又は改正の日の属する年度の翌年度から見直しを行う年度の前年度までの期間の平均値とする」としてございます。これは小売販売額の統計が大体年度単位でございますので、それを活用するために、年度単位の統

計で行うということでございます。

②といたしまして「生産方法についての基準を内容とする規格」ということで、これは特定JASについての基準でございます。特定JASの規格につきましては「次のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとする」としております。

アとイと2つの基準がございますが、特定JASにつきましては、ある程度規模を考えない規格が、現在も有機農産物とか地鶏肉、熟成ハム等が定められておりますが、①の1号のJAS規格の基準に比べまして、規模に関する基準を除いたもので、①のイとウに相当する部分を特定JASの基準としております。アといたしまして、「見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格」としてございまして、この「著しく低下している」というのも、①と同じように、30%以上ということを考えております。

イといたしまして「一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格」を2つ目の基準として考えております。

次は③でございますが、「廃止の是非の検討に当たっては、次のいずれかに該当する規格については、改正又は確認する方向で検討するものとする」としております。これにつきましては、今後、見直す規格を、1号のJAS規格につきましては①、特定JAS規格につきましては②の基準でスクリーニングをかけまして、そこで該当するものにつきまして、次のア、イ、ウ、エ、オのそれぞれの基準に該当すれば、改正か又は確認する方向で検討するという内容でございます。

アといたしまして「改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格」

イといたしまして「他法令で引用されている規格」

ウといたしまして「消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格」

エといたしまして「国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格」としてございます。

オといたしまして「その他存続させることについて合理的な理由がある規格」としてございます。

エにつきましては、1の制定の基準のただし書きに、制定の基準に該当しなくても、国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等、政策的な必要性が認められる場合には制定するとしておりますので、この政策的な必要性が見直しのときにまだ存在すれば、そういうものについては改正か確認の方向で検討するということでございます。

(2)でございますが、改正の是非を検討するに当たっての基準でございます。

①といたしまして「(1)により廃止することとされた規格以外のすべての規格について、

次の観点から改正の是非について検討を行い、改正の必要性が認められる場合には、改正する」

としております。

ここでございますが、(1)に該当しますと改正か確認か廃止のいずれかになります。(1)の基準に該当しないものにつきましては、改正か確認になるということでございますので、廃止以外の規格につきましては、すべて次の基準で検討するということでございます。

アといたしまして一般消費者向け、イとしまして実需者向けの規格について述べての基準であります。

アの一般消費者向けの規格につきましては「原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点」まずこれが1つでございます。それと、食品添加物につきましては「食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点」こういう観点から、改正の是非を検討するということでございます。

次に、イとしまして実需者向けの農林物資の規格でございますが、これにつきましては「性能規定化、等級化等取引の合理化を図る観点」ということでございます。ま

た、イのもう一つの基準といたしまして「実需者に良質な製品を提供するという観点」こういう観点から、改正の是非について検討するというのがイでございます。

ウといたしましては「国際的規格との整合性を図る観点」こういう観点からも改正の是非について検討を行うということでございます。

次に、②でございますが「JAS格付を受ける製品の原材料はJAS格付品でなければならないことが規定されている規格」ということが、まず1点でございます。現在の規格の中には、国内の業者がJAS製品をつくる場合につきましては、その原料も、JASの規格がある場合はJAS規格に合格したものでなければならないという規定がございますが、輸入品につきましては、その原材料につきましてはJASの格付を受けたものを使用する義務は課されておきませんので、ここにつきましては、輸入品も国産品も同じように、最終製品がJAS規格をクリアできればいいということになります。

それと「品質に関する表示の基準が規定されている規格については」ということで、現在、加工食品品質表示基準と生鮮食品品質表示基準、さらに一部のものには種類別の品質表示基準が定められておりますので、一般消費者向けのものの表示は、すべてこれらで対応することとなっております。現在JAS規格に残っております表示の基準というのは、加工原料用の表示の基準のことでございます。

これらにつきましては「当該規定を存続させる必要性について実態を踏まえ検討を行い、特段の必要性がない場合には、当該規定を削除する」ということでございます。

(3)確認でございますが、「廃止又は改正を行わない規格については、確認するものとする」ということで、廃止なり改正しないものは確認することになります。

(4)経過措置でございますが、「規格を廃止し、又は改正するに際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格に係る農林物資の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする」としております。

以上が今回のJAS規格の制定・見直しの基準案でございます。

後ろの方に、参考といたしまして委員懇談会資料、それから寄せられました意見を載せてございます。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

ここで局長がお見えになりましたので、ひとつご挨拶をお願いいたします。

○西藤総合食料局長 総合食料局長の西藤でございます。遅れて来て、申しわけございません。

本日、農林物資規格調査会の総会ということで、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今ほど井坂専門官からご説明させていただきましたが、本日は2つの議題についてご審議を賜る予定になっております。1つはJAS規格につきまして、私ども、消費、流通あるいは製造の実態変化の中で、1度制定された規格が実態から解離したまま存続するという点については、やはり見直しが必要だということで、制度的にも5年ごとにそれぞれ見直すことになっております。見直しに当たっては、本調査会で改正あるいは廃止、またはその形で存続する場合の確認につきましてはご審議をいただいて見直しをしていきたいと思っております。

そういう見直しに当たって、やはり一つの基準が必要だろうということで、先日、懇談会でもご論議いただいておりますが、この見直しに当たっての基準を本日はご審議いただき、当調査会のいわば内規として制定しておいていただき、今後、計画的に規格の見直しを図っていくということで進めていただきたいと思います。

2つ目は、これからのご説明になりますが、構造用パネルのJAS規格につきまして、その改正のご審議を願うものでございます。

品質の基準、表示の基準、それぞれ製造、流通、使用の実態を踏まえて、かつ利用者の利便性にも配慮した見直し案として、部会でもご審議願ってきたものでございます。本日、皆様方に十分ご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○本間会長 それでは、ただいまの局長のご挨拶も含めまして、この見直しの一つ

の目安につきましてご審議を賜りたいと思います。

〇〇〇委員 今日、いろいろな基準の見直しの案が出されたんですけれども、そういった基準を下回って、クリアしないで廃止されることになったJAS規格、品目ごとのですね。そういうものが将来、品質面でマーケットの中で問題を生じたときに、その問題解決をどうするのか。マイナーだからというわけにもいかない気もしますし、やはり国家として、それが全くないということではまずいので、そういう問題解決のパラダイムとしてどんなことを考えておられるのか。あるいは、もっと見直して包括的なスタンダード、そういうものを将来取り入れていくお考えはあるのか、そういった点についてお聞かせください。

〇小林品質課長 今お話しいただきましたのは、この規定で廃止された品目、あるいは現在、規格が存在しない品目も、例えば販売額が100億円いかない品目の場合でも、品質格差が大きくて政策的必要が出てきた場合にどうするか。1つの方法としては、ここに書いてありますように、そういったものについては実際には恐らく規格に対する消費者ニーズが出てくるんだろうと思いますので、この規格の制定の基準に従って、新たに必要性に応じて規格を制定するということが考えられます。

それからもう一つ、包括的なスタンダードということについて、言っておられる意味と十分に対応できているかよくわかりませんが、こういう個々の品目別にこういう基準を制定していった場合、どうしても網の目にかからないものが出てくるので、もう少し横断的な基準をというお話かと思えます。その点についての考え方としては、世の中に出回っている品目が何万何千とある中で、JAS規格が制定されている品目というのは比較的少ないわけがございますね。そうなりますと、残りの品目について、もう少しカバー率の高い網のかけ方はないのかということにつきましては、制度自体のあり方も含めて、もう少し検討していかなくてはいけないと思っておりますが、考え方としては、あり得る考え方ではないかと思っております。

〇〇〇委員 この中身については前回の懇談会の議論をベースにしておるわけですが、その中身のことは一たん横に置きまして、これについてはこの調査会として過去何回か、別添の1、2にあるように、見直しについての考え方を出しているわけですね。それと今回ここでつくる内規といいますか、ガイドライン、もう過去のものはここに吸収されたんですよということで確認していいのかが1つ。

それから、平成10年1月に行政監察においても規格の廃止とか見直しの基準が示されていると書かれています。私この基準を知らないんですけれども、その行政監察の基準と今回のガイドラインとの整合性といいますか、そこら辺についてはどうなっているんでしょうか。

〇小林品質課長 1つ目の点について、ご説明申し上げます。

資料に別添1、別添2をつけておりますけれども、1つは平成9年に、これは農林水産省の考え方として出しておるものでございます。これにつきましては役所ベースで「こんな考え方で」という位置づけになっているもので、調査会自体のものではない。それから、別添2の平成10年のものにつきましては、調査会の基本問題委員会でご議論いただいたもので、これは調査会の1委員会という形でご議論いただきましたので、ある意味では調査会の検討方針という形になると思えます。

今回の位置づけとしまして、もう一つランクを上げた総会の決定という形で、まさに正式の組織決定という形をお願いしたいというのが、まず形式的な内容です。実質的な内容につきましては、私どもといたしましては、平成10年10月の調査会でご検討いただいた基本問題委員会の方向を踏襲して、内容を充実かつわかりやすくしたものだと考えておりますので、平成10年

10月の方向から大きく変わっているとは考えておりません。

ただ、平成10年10月の方向性は、かなり抽象的に書いてございまして、具体的に事務的な見直し作業をするに当たっては、どの品目も何となく、アにもイにもウにも当たるようで当たらないようでみたいなことになりますと、実務作業は進みませんので、少し細かく具体的な基準をお定めいただくと大変ありがたいということで、詳細にしたものでございます。

ただ、方向性自体はといいますか、理念自体は、この平成10年10月に決められたものにほとんど含まれていると考えております。

〇井坂上席規格専門官 行政監察の基準のことでございますが、ただいまから読

み上げさせていただきます。

JAS規格を制定する対象分野、範囲の明確化を図り、取引の単純・公正化、使用又は消費の合理化等に資することが見込まれる場合に限定して規格を制定するため、新規に規格を制定する場合の基準を設定し、これを厳正に運用すること。又、新規に制定したJAS規格については、一定期間経過後に、継続の要否について見直しを行うことを制度化すること。

そしてまた、現に制定されているJAS規格についても、規格の普及が低調なもの、限定された業者間の取引価格を決定するための規格として活用され、しかも取引方法が既に定着化しているものなど、引き続きJAS規格として存続する意義のないもの等については廃止、見直しを行うこと。

最後に、国の機能、役割及び関与が最小限なものとなるよう、JAS制度のあり方について抜本的に見直すこと。

以上が勧告の内容でございます。

○本間会長 ○○委員、手続的にはこれで納得いかれましたか。

○○○委員 多分、矛盾はしないと思います。

行政監察は、いたずらにJAS規格を増やしたままほったらかしにして仕事をむやみに増やすな、こういう観点から、やや制限的に取り扱いなさいという趣旨だと思うんですね。その方向であれば、今回やろうとしているもの、これはガイドラインにすぎないと言えすぎないんですけども、方向は一致しているわけですから、そういう意味では行政監察とは反しないというか、その方向でやるということで問題ないと私は解釈します。

○○○委員 規格の見直しの基準、2ページにアからエまでありますね。そこでアの「製造業者が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格」というのが1番目にランクされているんですね。これは私、この前の総会でも発言させてもらったんですけども、品質の格差がなくなったというのは私はアドバンテージと一役所の方はどうもネガティブに考えておられるみたいですが、JAS格付を受けていないものでも、やはりJAS規格という目標があったればこそ品質間に差のないものが巷の消費者に渡っているんだと。そういう意味のアドバンテージを考えれば、これを1番目に持ってくるのはいかがなものかという感じがするんです。

イからエというのは確かにネガティブな感覚であります、アというのはアドバンテージがあるのに、これを1番目に持ってきた。何か役所では以前、政府の農林調査会でこういう意見が出たというお話を聞いたんですけども、私は、せっかく食品業界が消費者によかれと思って、一生懸命になってJAS規格を目標にして営々とやってきた、その精神を、これを1番目に持ってくるというのはやや気の毒な感じもするんですけども。

だから、順序がちょっと。

○小林品質課長 ここに書いていますア、イ、ウ、エは「次のいずれか」ということでございますので、順番自体について、どれが一番えらいから一番上にあるというわけではないんですけども、一応考え方としては、1つ目のアにつきましては、物事の品質差が余り出ていない、つまり消費者の選択の上ではJASマークが、消費者にとってはついていないから高品質、ついていないから品質に信頼が置けないという状況ではなくてはなっている品目という、いわば定性的な規定が書いてあります。そしてイ、ウ、エというのはむしろ定量的な分析という頭の整理で、1つ目に定性的なもの、2つ目以降に定量的なものという順で、規定を置いています。これはどこかよそ様から言われたからこういう順番にしているといったものではなく、そういう頭の整理で並べたものでございます。

○本間会長 先ほどの説明では、例えばということで、たしか「20社」というふうなことが出たと思いますが、この辺につきましても、いかがなものなんでしょうかね。

○○○委員 その数字そのものはここに明文化されていないわけですよ。

○本間会長 そうです。

○○○委員 そういう意味では、これでいいんでしょうけれども、将来、国際的に食品産業というのは、やはりブランドの強いところに集中していく傾向にあることは間違いないと思います。そういう意味では、「20」という数字を余り基本にするといささ

か問題があるかもわかりませんね。

例えば、アメリカあたりでスーパのブランドといえば、もう皆さんご存じの数社でマーケットを占めていますから、20となりますと、かなり競争社会の製品になってきますね。だから、競争のあるものだけをJASの対象にするというのは、やや国際的に、その20という数字がかなり変わってくることは念頭に置いてお考えいただく必要があるだろう。

ですから、これは幸いに数字的なものは、この見直しの基準の中に入っておりませんので、それは役所の方でも「確定的なマニュアルはないんだ」と。「例えば、」ということ言っていたいただければありがたいな、このように思っております。

○本間会長 ですから、製造業者が余り限定されなくて格付率が非常に高い、90%以上のものということ自身は、これは問題なく存続し得ると位置づけてよろしいんでございましょうか。余り格付率が高いのはまた差がなくなるからという議論も、かつて一時されたような経緯があったように見えますが、それは今回はもうなくなつたと。

○小林品質課長 実はそこが一番ご相談したいところでございますけれども、今、私どもでお示しさせていただいております基準には、それは入れておりません。したがって、格付率が高いものについては、我々、現在もこの案を出させていただいております理解とすれば、それなりの消費者の方の支持がある。90%なら90%、95%なら95%の商品についているということは、消費者のサイドの支持があるからであろうという考え方に基づいて出させていただいております。しかし、世の中には別の考えをお持ちの方もいらっしゃいますので、今後、その種の議論は当然出てくる可能性はあるとは思いますが、現時点では、我々はそうは考えていないということです。

○本間会長 ただいまのご説明で、○○委員におかれましては、一番上にこれを持ってこないで少し位置を変えた方がいいという強いご要望がございましょうか。

○○○委員 いえ、支持がなければ結構ですよ。どなたの支持がなくても申し上げざるを得ないということで、ほかの委員の方々が気にしないと言われるならば、それはそれで結構です。

ただ、やはりそういうことだけは理解しておいていただきたい。品質に格差がないものにはスタンダードが必要ないんだという論理は決して、必ずしも比例しないということだけ言いたかったんです。これは前回から申し上げているところですが。

○本間会長 そうですね。

そうしますと、今、廃止ということから議論が始まっておりますが、廃止をくぐり抜けたものは、次の改正もしくは確認という手続に入るわけでありましたが、この辺の、いわゆる手続、順序性ですが、いかがでしょうか。改正もしくは確認というのは、実際はどちらかという判断をされるわけですが。

あと、②でございまして、これは生産方法についての基準を内容とする規格ということで説明がありましたが、これは特定JASに対応するというので、必ずしも直接的な生産量がネックにはならないというお話であります。今のところ、有機、それから地鶏肉、それから熟成ハム・ソーセージ、この3品目がこの対象になっておるんでございまして、この辺はいかがでございましょうか。

事務局におきましては、この部分につきましては今、何か非常に懸念があるということではないのでしょうか。特にそういう意味ではございせんか。

○井坂上席規格専門官 特にそういうことではございせん。

○本間会長 一応項目を分けた。

○井坂上席規格専門官 はい。わかりやすいように、1号のJASと特定JAS、それぞれに基準を設けるというふうに整理させていただいたところです。

○本間会長 今度はその下の③にいきまして、改正もしくは確認の方向で検討するというので、そのときに留意される事項ということでアからオまで入っているわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

特に「政策的な必要性がある規格」というのがエに入っております。あと「他法令で引用されている規格」というのも見直しの際に留意される一つの点になろうかと思っておりますけれども、この辺、抜けはございせんでしょうか。

○○○委員 私は、この③は非常に配慮して書いているんだと思うんですけれども、特に、ウで「消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、

その理由に合理性があると認められる規格」ということをございまして、先ほど議論になりました①のア、イ、ウ、エ、該当するものであっても、存続を望む関係者がおり、理由があればウで救われる、そういう論理構成になっておりますので、そういう意味では、非常によくできているのではないかと考えます。

○本間会長 では、③につきましては、最初に①のような一律の物差しを当てるけれども、いろいろ見直しという中の根拠に③の5つの項目が該当するというので、よろしゅうございましょうか。

○○○委員 今のところで、オの「その他存続させることについて合理的な理由がある規格」というものと、ウの中にも「合理性があると認められる」とありますね。このウと、オのその他というのは、大体どのようなことをイメージされておられるんでしょうか。

○本間会長 もしや想定されていることがございましたら、お願いします。

○井坂上席規格専門官 一応想定できますものはア、イ、ウ、エと整理させていただいたんですが、これ以外に、もしかしたら我々の気づかない何か合理的な理由がある場合もあるのではないかと。その場合、規定がないと救えなくなりますので、一応「その他」ということで書かせていただきました。

○○○委員 ごもつともだと思えます。

○本間会長 そうすると、(2)改正の是非を検討するに当たっての基準に入りますが、特に、①のアに「原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点」と入っておりますけれども、この辺いかがでしょうか。

この「まがい物」という言葉は、本来は「偽和」という漢字を当てる方がわかりやすいということをお聞きしておりますけれども、法令の文言上この言葉がないということで、ここに使えないそうであります。

それから、イに「性能規定化」ということで括弧書きがありますが、これは主に林産物がその対象になろうという予想でございます。

それから国際的な整合性ということで、コーデックスの動き等がここに反映されるかもしれない。

○○○委員 言葉のことなんですけれども、アで「一般消費者向け」と、「一般」という言葉がついてございますね。今までは全部「消費者、実需者、生産者」となっておりますけれども、ここであえて「一般消費者」という言葉を使っている理由についてお聞きしたいと思います。

○井坂上席規格専門官 これはウの「消費者」と同じ意味でございまして、それでは、アの「一般」は削除させていただきたいと思えます。

○本間会長 文言は削除するというのでございまして。

それから、②の中で、JAS規格製品の中で副原料等にJAS品が規定されている、国内の産物が特にそれが強く縛られるということで、これは国の内外同じにしよう。ここら辺は整合性がとれているかと思えますが、よろしゅうございましょうか。

それから、この改正に当たって、あるいは規格、廃止に当たっては、経過的な措置をとって経費を節減するということの裏打ちがございまして。

これは、JAS調査会で整理するときの一つの目途として持っておくということだと思います。この範囲内で明文化しておくということでございますが、いかがでございましょうか、何か懸念されるようなことがおありかどうか。

○○委員初め、この規格に関しましては「ある」ことが非常に大事なんだ、格付率に関係なく、ナショナルスタンダードとして非常に意味があるというご意見も随分出たわけでございますけれども、これも長い議論の中で、そういう仕組みなり制度なり、そのようなものをどこにどうやって構築していくかというふうなことは、別途、高い規格なりいろいろなことを考える中で、また継続的に我々、知恵を絞っていくべきではないかということをございまして、現存の、消費者が商品を選択するに当たっての規格ということにおいて、このような基準で随時見直していくというのが本日の提案でございますが。

○○○委員 やはり順序というか、ふるい分けというのが必要になりますので、見直しの基準は必要だと思えますし、私たちがこういうものを持つのは大切なことだと思うんですけれども、この規格の制定の基準ですとか、そういったところに「強い要

望がある」という表現が出てまいりますけれども、この部分について、それでは「強い要望がある」ということを私たちが一体どういう形で認識できるのかというところが具体的によくわかりません。例えば、消費者が農水省のホームページに「こういうものについてぜひJASをつくってください」とか、そういったような形が出てきたときに私たちが把握するのとか、生産者もですけども、そういう個々の強い要望の私たちの把握の仕方について、もし具体的なことがございますようであれば、お教えいただければと思うんですが。

○本間会長 事務局の目安として、強い要望というのはどのようにお受け取りになるか。

○井坂上席規格専門官 現在、調査会の委員の中にも消費者団体から選ばれている方、それと専門委員の中にも消費者団体からご推薦いただいた方が6名おられまして、これらの方につきましては、それぞれ我が国における消費者団体の組織人員の多い方から順番に委員をお願いしておりますので、基本的には、そういう団体のご要望というのは「強い要望」になっていくのではないかと考えております。

また、これらにつきましては、いずれもパブリックコメント又は、全国各地でそれぞれ説明会を実施しますので、そういう場におきましてご要望があれば、そういうものを集計した結果、それぞれ「強い要望」になる場合はあるだろうと思います。

○○○委員 3ページ、(2)改正の是非を検討するに当たっての基準の②でございますが、原材料のところは、輸入品とのバランスから言えば、原材料までJAS格付していなければならぬという規定は不要ではないかということではわかるんですが、品質に関する表示ですね。生鮮食品、加工食品のことだということですが、この規格については「当該規定を存続させる必要性について」、この「当該規定」というのは何のことなんでしょうか。

○井坂上席規格専門官 この「当該規定」というのは上2つを受けていまして、要は、JAS格付を受ける場合の原料の格付品という規定と、品質に関する表示の基準、その2つでございます。それと品質に関する表示の基準の方は、これは加工原料用の表示基準でございます。

○○○委員 これは両方とも原材料に関連しての話なんですか。

○井坂上席規格専門官 表示の基準は加工原材料の表示の基準でございます。ですから、そういう両方に関連するところでございます。

○○○委員 (2)のウに「国際的規格との整合性を図る観点」とありますけれども、私たちは、たとえ国際規格があっても日本独自にそれより高いもの、きついと言いますかね、そういうものがあるのもいいと思っております。何も緩いところに合わせる必要はないと思っております。ですから、この「整合性」というのは、確かに国際的なものと合わせることはあっても、それ以上厳しくあってもいいというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○小林品質課長 なかなか微妙な論点でございます。

なぜかと申し上げますと、1つは、国民の健康を守る、あるいは安全性を守るのはそれぞれの国の主権の範囲でございますので、それぞれの国で決めればよいことなんです。そこはまずはっきりしておりますので、よしんば世間の人々がどう言おうと、我が国に必要であればその基準を決めればよいんですけれども、その場合に、貿易障害措置になってはいけないという考え方もあるわけですね。つまり、科学的理由もなく、合理的理由もなく、外国の製品をシャットアウトするためであるかのごとき規格を決めるということになると、これは貿易を阻害することになりまして、国際的なルール違反になる可能性がございます。

したがって、そういうルール違反にならない範囲で、科学的理由があって、しっかりした論拠があれば必ずしも国際規格とぴったりに一致している必要はないというのは、そのとおりだと思います。

○本間会長 よろしいでしょうか。おおむね議論が出尽くしたということになりましょうか。

実は、実際には本日の2番目の議題ですね、具体的に見直しするものがずらずら並んで控えております。ですから、実際に2番目の議論をすること自体が「1番目の決め方でよかったかね」ということになるんでございますが、とりあえず手続上は、基本的には今、事務局が提案されました基準をご承認いただいたということにさせ

ていただいでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○本間会長 では、それに基づいて早速、演習問題と言ってはあれですが、これからの見直し項目について、今の観点がよろしいかどうかというふうなことを一つの作業として行いたいと思います。

それでは、続いて2番目の議題に移ってよろしゅうございますか。

では、事務局から。

○井坂上席規格専門官 それでは、お手元の資料3をごらんください。

これが平成13年度のJAS規格見直し品目でございます。今までに何品目か既にご審議いただいているところですが、この左側にありますそれぞれの品目が、これから今年度中に見直すべき品目でございます。

一番上の原料牛乳でございますが、これにつきましては大変古い規格で、1つの告示番号の中に原料牛乳の日本農林規格とバターの農林規格と、それぞれ8本の農林規格が集まっている規格でございます。整理上、原料牛乳とそれ以外のものに分けさせていただきます。

ただいま決めていただきました内部規定を今後、見直す品目に当てはめると、この表のようになるわけでございます。

まず、1番目の原料牛乳につきましては、廃止の是非を検討するに当たっての基準のうちのメーカー数を検討しますと、原料牛乳の場合はメーカーが農家に該当しますが、生産農家数で3万 3,600戸あります。小売販売額の増減率ではマイナス2%。1都道府県単位で格付されているかといいますと、現在8都道府県ぐらいで格付されているので、該当しない。そして格付率が59%。こういうことになりますと、ただいまの規定でいきますと、原料牛乳につきましては(2)改正の是非を検討するところにおいて該当いたしまして、ここから検討作業がスタートすることになります。

次のバター、無糖れん乳から脱脂粉乳まででございますが、これはメーカー数が83、小売販売額の増減率はマイナス7%、そして格付率は0%、どなたも格付されていないということでございますので、この規格につきましては(1)の廃止の是非を検討するうちの、格付率ですから、エのところにおいて該当することになりますので、これらの規格につきましては、(1)の③廃止の是非を検討するに当たっての基準のAからオまでの基準に該当するかどうかということで、該当すれば確認または改正する方向で検討する。これに該当しなければ廃止の検討をすることになります。

次に、まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰につきましては、メーカー数が15ということで20以下でございます。小売販売額はマイナス14%ということで、これは30%以上になっていません。格付率が0%ということですので、これにつきましてもバターと同様に、(1)の③から検討が始まるということでございます。

次の鯨野菜煮かん詰めにつきましては、生産されておりませんので、メーカーが0ということで、小売販売額も格付率もございません。これも同じく(1)の③から検討することになります。

水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰につきましては、メーカー数、小売販売額、1都道府県での格付はそれぞれ該当しませんが、格付率1%ということで、これにつきましても(1)の③について検討するというところでございます。

特種かん詰につきましては、メーカー数は30、小売販売額の増減率は9%であります。格付率が0%ということでございますので、これにつきましても同様に、(1)の③について検討することになります。

このような見方で整理していきますと、次の畜産物缶詰からプレスハムまでは、(1)の①に該当するものはございません。

混合プレスハムにつきましては、メーカー数と小売販売額の増減率と格付率が該当しますので、(1)の③について検討することになります。

2つ置きまして、混合ソーセージでございます。メーカー数が15ということで、これも(1)の③から検討することとなります。

1つ置きまして、凍豆腐から手延べそうめん類までにつきましては、それぞれメーカー数と、格付率がそれぞれ(1)の①に該当しますので、これにつきましても(1)の③から検討することになります。

(1)の③というのは、要は、改正の是非を検討する基準の①に該当しますので、

作業といたしましては③から検討が行われるということでございます。

乾めん類、ジャム類は(1)の①に該当しません。

ぶどう糖、煮干し魚類及び煮干し魚類粉末、果糖が(1)の①に該当します。

生タイプ即席めんにつきましては、平成9年3月31日制定ですので、小売販売額はまだデー

タが出ていません。したがって、この部分については判定できないということでございます。

次に、下から3つでございますが、単板積層材、構造用パネル、構造用単板積層材は、それぞれメーカー数と小売販売額の増減率で基準にかかることとなりますが、これらの規格につきましては、表の一番右側に「他法令での引用」という欄が設けてございまして、ここで(1)の③のイで、他法令で引用されている規格は改正又は確認する方向で検討するということでございます。

今後、ただいまご説明しました整理の方向で検討することによりよろしいかどうか、ご検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、これで言いますと、39品目中18品目が廃止の是非の検討に該当します。廃止の是非の検討をいたしますのは、上から2つ目のバターのところ、次の、まぐろ野菜煮かん詰めのところ、鯨野菜煮かん詰め、水産物野菜煮缶詰、特種かん詰め、5つ置いて混合プレスハム、2つ置いて混合ソーセージ、1つ置いて凍豆腐から手延べそうめん類まで、これが該当します。そして、乾めん類、ジャム類を除きましてぶどう糖、煮干し魚類と果糖、この3つが該当するということとなります。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

先ほどの目安から整理しますと、とりあえず廃止の対象は今のとおりになるわけでありませぬけれども、実際には、これがある会議に全部同時に出るということではなくて、順を追って、幾つかの集団として出てくる、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○井坂上席規格専門官 はい。これらにつきましては、それぞれ関係者と協議させていただいて、それぞれ改正または確認する方向での、基準にございますようなことに該当するかしらないかについて、それぞれ個別品目ごとに検討させていただいた上で、ある程度グルーピングしてご審議をお願いしたいと思っております。

○○○委員 この39品目は、今年5年目を迎える対象の全てなんですか。

○井坂上席規格専門官 いえ、今年5年目を迎えるものではありません。現在JASでは5年以内に100品目の見直しをしなければならないということで、1年に20ずつやっていこうと考えております。実は平成12年度も実施していたんですが、平成12年度分が遅れていまして、それがちょっと食い込んでおりますので、平成13年度が少し多くなってはおりますが、13年度に実施するものであります。

○本間会長 ということは、ここに載っているものは来年3月までに1度は上がってくる、そういうお話でよろしゅうございませうか。

○井坂上席規格専門官 そういうことでございます。

○本間会長 相当な作業になろうと思えます。

早速でありますけれども、これは一つの作業の順序性ということ、実際に来年3月までに行う対象として挙げたわけでございますが、先ほど我々が「とりあえず、あれでよかろう」と言った目安ですね、あれと照らし合わせて、何か疑問点ございませうでしょうか。あるいは目安

の方がよろしかったかどうかということもあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

――そうしますと、事務局におかれましては、ある1つの品目の規格をやめるときに、生産者、それから消費者の両方に一つ一つ意見を問うという手続が入ってくるんでございますね。

○井坂上席規格専門官 はい。

○本間会長 それをちゃんと、仮にパブリックコメントを求めるというのもきちんとやった上で、一品一品上がってくる。

○井坂上席規格専門官 はい。

○本間会長 手続的には、よろしゅうございませうか。生産者、消費者双方の合意、それから世論を問うということでございます。

こうして一括して上ってくると、何となく愛しいような気がします。(笑)作るときの苦労、あるいはそれを制定するときの思いというのがなくはないんですが、絶えず見直していく、現状に合っているかどうかという、その機能を我々、問わなければいけないということはあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 しょうがないかなと思うんですけれども、格付率0%というのがありませんね。この0だけのために廃止の検討をしなくてはいけないというのが何かすごく……。

消費者としては、ついてはいいないけれども規格があったから安心したというところがあるんですね。だから、この格付率が0%というのが、本当に愛しいと言えば愛しいんですけれども、何か不安と言えば不安なんです。この0のために廃止をしなくてはならない憂き目に遭うというのが、何かすごく……。格付がなくても、規格があったからよかったんじゃないかなというところがあるんですね。

何ともちょっと、愛しいというか。(笑)

〇本間会長 この法律の趣旨は、品質保証ということですね。そうすると、その実際の証拠というふうなものがまさに格付ということになりまして、法律の趣旨から言えばいたし方ないということになりますし、一方で、よく出るナショナルスタンダードとしての機能はあったのではないかという考え方ですね。これに関しましては、これからこの調査会が存在する限り継続的に追及していく、別途そういう考え方を構築できないだろうかというふうな――私、勝手に意見を言ってしまうんですが、これと併せてやるのは何か難しいような気がするんですね。

これは〇〇委員からも絶えず出ていた意見だと思いますし、あるいは基本問題調査会のときに消費者の代表からも、規格があるということが一つの安心なんだということがありましたね。そういうわけで、そのものは新しい理念で構築するというふうなことは、いかがでございましょうかね。

〇〇〇委員 今までののは、やはり格付のルール、消費者の方からもそういうご発言があったわけですが、食品製造側でなぜ受検率が低かったかということは、これはやはり反省しなければいけない。食品産業側だけに「けしからん」それはないと思います。やはりそこは受検しやすいようなルール、やり方というんですかね、そこを我々は余り重視していなかったのではないかと、そこは行政側も反省していただかなければいかんところがあるだろうと思いますね。

といいますのは、余りにも使用する原料がポジティブリストになっていて、少しでも変えると「これはJASの対象だめよ」と。受ける側としてみたら、非常に受けづらいところがあったわけですね。これだけ世の中いろいろな意味で消費者の嗜好も変化しているし、使用する原料も変わっていくし、そういう意味で、変わる世の中に余りにも固定的なものだけで縛っていた、そこに受検率が……。JASそのものは肯定しているわけですよ、ある程度は。だけれども、受検したときに不合格になる。ちょっとでもよかれと思ってマイナーチェンジしても、それはだめだと。そういうところがあったことは事実ですよ。

ですから、やはり受検率が低いというのは、これは食品産業側に「おまえらけしからん、せっかくつくってやったのに受けない方が悪いんだ」という論理はないと思います。やはりそこに受けやすいように、受検率をもっと上げるようなことをすべきではなかったかということだけは申し上げておきたいと思います。

〇本間会長 現実をどれだけ認識できるかということではありますが、もしやその業界に詳しい〇〇委員は、何かご意見、あるいは「こうすればよかった」というふうなこと、せっかくの機会ですので、一言いただけませんか。

〇〇〇委員 ここで格付率、ここには4つですか、1都道府県での格付ということですね。それで格付率の話も出るんですが、もとのガイドラインでは、たしか格付率にかわって販売額というのもあったわけですね、格付率が把握しにくいときに。それも同時に入れてみると、本当にどの程度の商品なのかということも、よりわかりやすいなという気はします。

格付のことは、我々のところでは直接――我々というのは、加工食品のところでは混合プレスハムなんですけれども、これはまた業界としての意見は別にあるだろうと思うんですが、我々から見ても、もうほとんど問題にならないのではないかという感じがしております。この規格について、意義があることはまず認めるんですけれ

ども、こと混合プレスハムだけについてどうかと言われたら、もうほとんど落ち込んでいて、商品として残るのか、残らんのかという状況にあるような商品で、市場規模も非常に小さいというふうなことも、積極的に格付しようということにならない理由の1つではないかとは思いますが。

ですから、とにかくここに載ったものは即廃止という話ではありませんのでね、そういうことでしょう。(1)の③で検討する、それでも残さなければいかんかどうかを検討する条項があるわけですから、その中で見直していけばいいのではないかと私は思いますけれども。

○本間会長 事務局の方ではご意見ございますか、受検率という、受けにくいということがあるのかどうかという仕組みの問題について、よろしゅうございますか。

○小林品質課長 このあたりになりますと、もう私の個人的な考えみたいなことになってくるんですけども、今、言われたとおりで、格付率が現実に低いというのは、もちろん格付機関なり、あるいはメーカーさんサイドの今までの取り組みはどうかという問題はあるにしても、それにいたしましても、もうちょっと遡って、そもそも現在の格付の仕組み自体が果たして消費者のニーズなり、あるいは生産される方のニーズの両方にぴったり合っていなかった点があるのではないかという問題点は、これは当然あり得るし、そういった点について十分洗い直さなければいけないと思います。

実際の問題といたしましては、恐らく消費者サイドの方から見ますと、これだけ食品の安全性といったことが問題になっているときに、これだけの品目だけではなくて、もうちょっと幅広く何らかのスタンダードを決めてもらいたいという潜在的なニーズは、片方にあるはずだろうと思います。それについて、むしろ現在のJASの品目だけでは十分対応できていない。逆に、制定されるものについては、今お話がありましたように、時代が流れているにもかかわらずそうしょっちゅう変えるわけにもいかないという形で、受検しづらい。潜在的なニーズは消費者サイドにも生産者サイドにもあるにもかかわらず、実際の規格が十分に対応し切れなかった面があるのではないかということとは、素直な反省として、私ども、持たなければいけないと考えております。

今回、今ごらんいただきましても、恐らく「あ、こういうものにもついていたのか」というふうなものも、中にはあるんだろうと思います。あるいは品目を見ましても何となく、缶詰というのがあちこち出てきたり、畜産物と缶詰という順列組み合わせで出てきたり、出てこなかったりということについても、どうも必ずしも品目自体の整理がされていないというふうにお感じになられるだろうと思います。

今回この見直しの基準を決めていただきまして、ある程度精査をして、必要なものを1度洗い直すという作業と同時に、最初に申しあげましたような消費者の方のニーズと生産者のニーズを突き合わせるということについて、現在のような枠組みよりも、もうちょっと別な枠組みを考えなければいけないということも、当然あり得るんだろうと思います。そこを考えないと、今の仕組みの大枠を変えないままで微調整をやっても、おのずと限界は出てくるだろうと思います。

そのあたりについて、どうすれば消費者の方のご期待に沿えて、また生産者の方も「これならいい仕組みだ」という形で受検いただけるような仕組みになるのか、今からいろいろご意見をいただいて、新しい仕組みを考えていかなければいけない。それでもアイデアが出ないということになると、恐らく、いろいろ問題はあっても、騙し騙しであっても、現行の仕組みの中でやっていくしかないということになるんだろうと思いますが、何か可能性がないかということで、この場でもいろいろご議論いただければありがたいと思っております。

○本間会長 それでは、先ほどの第1番目の見直しの一つの基準、それから平成13年度中に見直しを行う品目、2つを照らし合わせてみて、おおむね両者がうまくつなげて、見直し基準もうまく機能し得るであろうというふうな認識に立ってよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、この見直し基準に基づきまして、このような順序性を持って事務局の方で作業を進めていただくことにいたします。

それでは、議題の3番目、構造用パネルの日本農林規格の見直し(案)についてご説明いただきたいと思ひます。

○倉田林産課長補佐 お手元の資料4をごらんいただきたいと思ひます。

構造用パネルの日本農林規格の改正案につきましては、今年5月31日に農林物資規格調査会部会を開催いたしまして、その前段に、今お手元にごらんいただいておりますように、大臣から調査会の方に諮問しております。

次のページ、構造用パネルの日本農林規格の見直しについて(案)の2番目、改正の概要をごらんいただきますと、日本農林規格につきましては、(1)から(3)の3点を主な改正内容としております。

1番目は、寸法の厚さの許容差を利用実態に合わせた基準とするということでございます。

2番目は、短辺方向が強軸方向であるものについて、強軸方向に対応した強度の基準を設定するとともに、強軸方向を表示するということでございます。

3つ目に、煮沸はく離試験という試験がございますが、この試験における「はく離」の基準を明確にする。

以上のような点につきまして改正を行うということで、次のページから、構造用パネルそのものの説明も含めまして、若干ご説明させていただきたいと思ひます。

資料4-1をごらんください。

お手元に小さなコースターみたいなものを配ってございますが、これは実際の構造用パネルを切り抜いたようなもので、これがつまり構造用パネルの規格で読み込まれる製品でございます。一般にOSBと呼ばれている、主に住宅建材で使われる部材でございます。

まず、原料としては、ポプラですとかマツ等の小径木ですね、径級の小さい丸太、中でも低質なものを使っております。

2番目に、製法でございますが、丸太を削りました削片—これをストランドと呼んでおりますけれども、それに接着剤を塗布いたしまして加熱、プレスして、こういった板状の製品に加工するわけでございます。

次のページに簡単な図がございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

まず、左上の1番、原木の皮剥でございますが、丸太の皮をむきます。次に右に移りまして、丸太を所定のサイズに短くいたします。この後、3番、原木小片切削ということで、鉛筆削りのような要領で丸太を小さい木片に碎いてまいります。その後、右に移りまして、この木片を乾燥いたします。5番目に、それをサイズごとにふるい分けいたします。6番ですが、この段階で木片と接着剤を混ぜております。7番、これを薄い板状に成形してまいります。次に、成型いたしました接着剤が混ざった木片を、加圧・熱圧加工いたします。9番、熱圧加工した後、冷やしまして、所定の寸法に調整してまいります。そして、でき上がった製品に必要な表示等を行って出荷するということでございます。

前のページにお戻りください。

このようにしてできた製品でございますが、3番、寸法として大体どのようなものが実際流通しているかといいますと、幅で言いますと910ミリメートル、あるいは1,220ミリメートル。長さについてはちょうどその倍のサイズ、1,820ミリ、2,440ミリ、2,730ミリ。これはミリメートルでご紹介しておりますが、昔の尺貫法で申しますと3尺×6尺、4尺×8尺というものになります。厚さについては、お手元のものは9ミリメートルぐらいだと存じますが、7ミリから28ミリぐらいのものがつくられております。

用途につきましては、主にツー・バイ・フォー住宅の壁ですとか屋根、床の下地材などの構造用の部材として使われております。さらにまた、住宅部材に限らず梱包用材としても使われております。

次に、主な生産国になりますが、カナダですとかアメリカ合衆国、こういった北米がほとんどでございます。JAS規格の中では非常に特徴的なものなんですけれども、日本での生産は一切ないというのがこの構造用パネル—OSBでございます。

6番に、輸入量とJASの格付量の表を参考に載せてございますが、ここ数年間を見ていただきますと、輸入が順調にといいますか、伸びておる。それに伴って格付量も増加してございます。

2ページくっていただきまして、先ほど概略申し上げました、今回の改正項目についてご説明いたします。

まず1点目は、この製品の厚さですね。下に図がかいてございますが、厚さの許容差。許容差と申しますのは、製品に表示される厚さと実際に測定した場合の厚さとの差でございますが、これについて改正を行いたいということでございます。

(1)に現行のものと改正案を対比して書いてございますが、現行は、表示厚さにかかわらずに+5%から-3%ということでございますが、改正案ではこれを表示厚さ16ミリメートルで区切りまして、16ミリメートル以下のものについては±0.8ミリメートル、厚さ16ミリを超えるものについては±5%としたいというものでございます。

(2)で、この理由についてご説明してございます。

①としまして、表示厚さ16ミリを超えるもの、これは床下地材等に使われておりますが、これについては現行の基準を踏襲しまして、これまでどおり率で定める。つまり、+5%という率を適用したということでございます。

②につきましては、表示厚さ16ミリ以下のもの、これは主に壁ですとか屋根、あるいは床にも一部使われておりますが、こういった用途に使われるものでございます。これにつきましては、利用実態から見て一定の絶対値、この場合0.8ミリメートルということでございますが、ここまでは許容差を認めても差し支えないということで、これまで部会の審議においてもおおむねご意見をいただいております。

③につきましては、許容差については従来、先ほどご説明しましたとおり-3%ということで、マイナス側を狭く設定しておりましたけれども、これも使用実態から見まして、プラス側と同一の許容率としても差し支えないというご意見をいただきましたので、以上のような改正をしたいということでございます。

次のページをごらんください。

「短辺方向が強軸方向であるものについて強軸方向に対応した強度の基準を設定するとともに強軸方向を表示すること」ということでございますけれども、下に図が2つかいてございます。

まず上の図を見ていただきますと、木片の主に並んでいる方向、繊維方向がございまして、これに沿った方向が強軸方向になるわけでございます。現行の基準は(1)で、長辺方向がすなわち強軸方向であるという前提で、曲げ強さとか曲げヤング係数といった強度の基準を設定しております。

ただし、現実には下の図のように短辺方向に繊維が並んでいる製品がございまして、これについてもきちっとした評価をしなければならないということでございますので、(2)改正案として、短辺方向が強軸方向である製品につきましても、強軸方向に対応した強度の基準を設定

するという、もう一つ、強軸方向を表示するというのを今回の改正案としております。

理由につきましては、ただいま申し上げましたように適正な性能評価を行うということ、また、表示につきましても、現場施工の際に強軸方向がはっきりわかるということと、また、製品を評価する試験の際にも、こういった性能をきちっと評価するためにも、こういった表示が必要であるということです。

次のページをごらんください。

煮沸はく離試験というのがございまして、これはこの製品の接着性能を評価するための試験でございます。一定の時間、煮沸したお湯の中に製品を入れまして、その後、この木片が剥がれるかどうかを試験します。

現行の基準については、適合基準を「試験片の表面にはく離が生じないこと」としてしております。これを改正案では「木材の小片が試験片の表面から分離しないこと」としてございます。これは、木材の小片の一部が試験片に付着しているものは、はく離と見なさないということです。

つまり、理由に書いてございますが、一部分がくっついていてブラブラとしているようなものは、はく離とは見なさない。新しいJASの制度で工場自らが自己格付する際に、その辺の定義づけ、基準が明確になっていないといけないということで、特にこの辺に留意しまして改正したいということでございます。

また、改正案の2つ目に戻りますけれども、試験片を作成する場合に、このパネルの、先ほどご説明した熱圧加工の工程において、この薄い小片が折りたたまれ

た状態で成形される場合がございます。このような場合については、この折れ曲がったところから煮沸試験の際に外れやすいというようなことがございますので、それら本来の性能とは異なるようなところを試験しないために、そういった箇所から試験片をとらない旨を明記しておくというのが今回の改正案の中身でございます。

以上が改正案についてでございますが、引き続きまして、資料4-3をごらんいただきたいと思っております。

この改正案につきまして、7月4日から30日間パブリックコメントを募集いたしましたところ、住宅部材メーカーの方から1件ご意見をいただきました。また、WTO通報も7月13日から60日間実施しましたところ、これについてはご意見をいただきませんでした。

次のページに、パブリックコメントでいただきましたご意見を紹介してございます。内容につきましては、試験のときの条件ですとかそういったことが主でございました。

1番目については、試験片の幅が常態のときなのか湿潤のときなのかかわからないというご指摘でございましたが、厚さにつきましては「表示厚さ」と規定してございますので、そこから判断していただいて、常態値であることが判断できるのではないかとということ。

また、試験片のとり方にかかわって、シール剤が塗布してある場合があるということにつきましても、試験に大きく影響を与えるところからは試験片をとらないということは、当然ご理解いただけるのではないかとという点。

3つ目の、浸漬による方法を試験方法として採用したらどうかということでございますが、これも原案を作成する段階で幾つか検討したことでございまして、現在定めている方法との相関がとれないということがございましたので、これについては採用できないということでございます。

4つ目に、平均値なのか絶対値なのかというところでの試験方法についてのご指摘がございましたが、ほかの試験方法のところと比較して読んでいただければ明らかにわかるということで、せっかくこのようなご意見をいただきましたけれども、採用すべきものはなかったということで処理させていただきたいと思っております。

WTO通報とパブリックコメントについては、以上でございます。

続きましては、5月31日に開催されました部会の次第、出席委員名簿を載せてございます。

また、最後にこの規格改正案の新旧対照表もつけてございますが、先ほどの主要な改正点の説明をもって、今回のご説明とさせていただきますたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

この件につきましては部会が開催されておりますので、座長を務められました有馬先生から部会の様子をご報告願いたいと思っております。

○有馬委員 部会では、まず第1点目でございますが、現行の基準及び改正案の数値が、パツと見ますと、ちょっと甘くなっているのではないかとというのがまず基本的なところでありましたが、現実これが使われているのは、主として壁と床でございます。その下地になる。要するに、一番もとになるところでございます。したがって、直接表面に何かを貼りつけたりするところではないということで、これぐらいのブラ・マイがあっても現実に支障はなからうという判断でございます。

ただ、やはり厚さによって分けておいた方がより明確であるということで、2つに分けたということです。これに関しましては、住宅関係の方から、少々大きくなるので支障が出る可能性があるのではないかとという意見がございました。ただ、どうもその内容を検討させていただきますと、かなり特殊な使い方でございます。そういうことで、特殊なパネルの使い方だとするならば、それは別途、基本的にクオリティコントロールされないといけないような問題で、これのみで解決するところではないわけでありまして、一般に使われている用途から言うとこれで十分ではないかとということで、全体としてはご理解いただいたわけでございます。ただ、そういう意見がございましたということでございます。

それから、弱軸と強軸。ご承知のとおり、強軸というのは強度的に並んでいる方向。繊維がこう並んでいる方が強いんですね、こうやって曲げますと。これが板のつ

くり方によってどちらにもなるんですが、これがはっきりしていないと、床などを張るときに方向を間違えると、実は危険なこともあるわけです。これは見ればわかるんですけども、現実的にこれを見ると、いかにも均一なように見えるということでもありますので、これを明確に表すようにしたということでございます。

これについては、特にご意見があったわけではございません。こうしていただいた方がよろしいかということでもあります。

はく離につきましては、こういうものですから、見ていただくとわかりますように、部分的には折れ曲がったりすることも若干あるわけですね。1枚これがペロッと剥がれたところで直接全体に影響するわけではないんですけども、やはり試験をやっていると、ここがむしれるだけでも気持ち悪いということになって、それが不合格になったりするようなことがあるといけないというようなことがありまして、なるべくはっきりしておいた方がいいということで、このような扱いにさせていただきました。この2点目、3点目については、特にご意見はございませんでした。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

JAS調査会におきまして、初めて林産関係のサンプルが登場したということで、なるべく具体的な認識を持っていただきたいという事務局の努力でございますが、こういうふうな具体的なサンプルを目の前に置きまして、どうぞご議論賜りたいと思います。

あるいは、久しぶりにこういう木材関係が出てまいりましたので、関係の委員の方々、もしやコメントございましたら、一言ずつおっしゃっていただきたいと思います。

ここに青い印がついているのは、方向の矢印か何かを書いてあったんでしょうか。

○倉田林産課長補佐 すみません、ちょっと部分的にはわかりませんが、先ほどパブリックコメントで出てきましたシール剤というのは小口面の塗料なので、それは恐らく、製造している工場の名前か何かの表示だと思います。

○有馬委員 この一定方向の配列というのは、これを見ていただくと、何となくこっち側になっていますでしょう。

○○○委員 これは、芯までこういう状態なんですか。

○有馬委員 そうです。大体芯までこういう……、若干こういう量が多いですね。

○○○委員 接着剤で固めてあるということなんですけれども、これは年数がたっても強度は全然変わらないんですか。

というのは、私も最近、家をちょっと直しまして、床材に使われているかどうか、そこまで見なかったんですけども……

○本間会長 JAS品を使っていただけましたでしょうか。(笑)

○○○委員 そのところは大丈夫だと思うんですが、壁材……、いわゆるこれはコンパネとは違うわけですね。いわばベニヤ板の厚いの、あれとは違うわけですね。

○倉田林産課長補佐 ええ。製法自体、物が違います。

○○○委員 全然違いますよね。これの方が強度があるわけですね。

○倉田林産課長補佐 その辺は、ほぼ同じ目的で合板も使ってございまして、それに対応する、JASで言えば構造用合板という規格もございまして、いずれにしても、構造部材として使われる場合には必要な強度を保証しなければいけないものですから、これについても強度の性能、基準を決めてございまして、合板の場合にも、構造用合板という規格の中で強度を決めてございまして。

また、お話ございました性能の担保ですね。長年持つかどうかということについては、確かにその辺の性能、一番気になる場所ではないかと思えます。そのために、先ほどご紹介いたしました煮沸はく離試験で、いじめる環境の中でも接着力がきちんと担保されるかどうか試験を行っているということでございます。

○本間会長 ○○委員は、いかがでございますか。コメントございませんか。

○○○委員 いえ、私は何もありません。

○本間会長 説明にございましたように、これは、国内では全く生産していないのにJAS規格があるという、言いようによっては非常に特異な例でございますね。そうい

う制度上のことがあるんですが、一応勉強のために、これ米国、カナダでつくっているわけですね。そうすると格付は、一般的にはどういうところでなされているんでございましょうか。

○倉田林産課長補佐 今お話ございましたように、アメリカ、カナダの工場生産されたものを日本に輸入してまいります。現在、一昨年JAS法が改正されまして、工場自らが検査して格付するという仕組みができ上がったんですけれども、それ以前の制度としては、登録格付機関という限られた機関が格付する権限を持たされておりました。そこで、格付をする前段に、林産物の場合に限らないんですけれども、指定外国検査機関――FTOと呼んでおりますが、そういった機関を農林水産大臣が指定しまして、その検査機関の行った検査データに基づいて格付をするという仕組み、こういった仕組みをとっております。

また、農林水産消費技術センターも格付を行うことができるんでございまして、そちらにFTOが検査したデータを持ち込んで、それに基づいて格付する、そういった方法によって格付を受けて、日本で使われているということでございます。

○本間会長 FTOの機関というのは、幾つぐらいあるんでございましょうか。

○倉田林産課長補佐 現在までにアメリカに5つのFTOがございまして、カナダでは1つですか、そういったFTOが登録されておりますが、これは新しい制度に移るまでの暫定的な措置になってございまして、今後はアメリカにおきましても、そういったFTOが今度、認定機関になりたいというふうなことで、今、話を進めているところでございまして。

○有馬委員 日本にないものを、なぜあえて指定しているのかということですが、これは枠組み壁工法に使われるのが代表的なんですけれども、もちろん在来工法でも可能なんですけれども、実際、我々が地震だとか台風等に耐えるための材料でございまして、したがって、これがいい加減だったら建物が壊れますので、そういう点で厳しく、ともかく建築基準法を受けた告示等で、まず外国の技術基準は材料を指定しているんですね。「こういう材料でないといけません」「どういうやり方で釘を打ってください」と決まっていますので、それ以外のものは使えないようになっています。

したがって、日本農林規格を通ったものでないと使えないということで、我が国にはないのですが、枠組み壁工法を初めとして比較的多く使われているものですね。もちろん合板も多いんですが、これは価格的に安いということもあって、かなり広く使われているということで、指定されているものでございまして。

したがって、安全、人命に直接関係いたしますので、先ほどご質問がありましたけれども、構造的に長期にわたって大丈夫かどうか、そのような試験もここに課しておるということでございまして。

○本間会長 そうしますと、他法令の引用ということで一番最後に丸が6つついている、これがまさに、生産していない外国産のものを義務づけているということになるわけですね。

○有馬委員 はい、まさにそれが。

○本間会長 効能と格付の仕組みをご説明いただきましたけれども、委員におかれまして、何かコメントなりご質問ございましょうか。いかがでございましてか。

○○○委員 すごく単純なんですけれども、アメリカとかカナダというのはすごく乾燥しているような気がするんですね。日本はすごく湿度が高いですよ。そういう問題はどの程度でしょうか。

○倉田林産課長補佐 確かに、ご指摘のとおり、一般的な気候条件を比べますとアメリカと日本の――アメリカというのは非常に国土の広い国でございまして、地域によっては日本の湿潤気候に匹敵するくらい湿潤な地域もあると存じておりますけれども、ただし、やはりJAS規格として、日本の条件下で十分使えるものであるという品質を保証しなければいけませんので、この規格の中でも、そういった性能をクリアするための試験を設けてございまして。

例えばお手元の資料、字が細かくて読みにくいんですけれども、曲げ試験につきましても、湿潤環境下で行う曲げ試験として「湿潤曲げ試験」ですとか「吸水厚さ膨張率試験」といった、先ほどの接着性能とはまた別でございましてけれども、極端な湿潤環境下においてもその製品が十分な性能を発揮するかどうか、検証しているということでございます。

○本間会長 日本の気象条件に合わせてテストしているということをございまいしょうかね。

○○○委員 最近、展示場を見ますと、外国製の家が大分あると聞いているんですよ。日本の業者が製造したものは、こういうJAS規格のものを使っているんでしょうけれども、外国製の家に向こうからそっくり輸入してつくった場合、日本の場合は地震が多いですから、当然そういう強度のものが使われていると思いますけれども、向こうのそういう規格というのは、日本のJAS規格と比べて強度とかそういうものはやや甘いんでしょうか。

—いや、やはり家1軒建てるとなると、今、いわゆるツー・バイ・フォーが多いですから、あちらからそっくり持ってきて建てると聞いたことがあるんですよ。そうすると、私たちの身近にそういうものが建った場合に、この地震国である日本でもつかどうか。

材質が日本の規格を通ったものならいいんですけども、そうでないものがあるのかどうかお聞きしたいんです。

○有馬委員 輸入の住宅であっても、我が国の建築基準法を通らなければいけないことになっています。ですから、これを通っていないものが建っていたら、それは違反でございます。したがって、輸入住宅といえども、どこかでインチキされていれば別なんですけど、少なくとも法規上は、ちゃんと同じ土俵に乗っているとお考えいただけますか。

○本間会長 規格はありがたいものです。(笑)

ほかに、いかがでございますか。

それでは、議論は出尽くしたということによろしゅうございまいしょうか。

(異議なし)

○本間会長 それでは、これは規格でございますので、きちんとした仕舞いをつけなければいけません。この件につきまして、事務局から配付された報告の内容でよろしいか、ひとつご検討いただきたいと思っております。

(資料配付)

○本間会長 それでは、ご一読いただけますでしょうか。

○倉田林産課長補佐 それでは、表題と本文を読ませていただきます。

構造用パネルの日本農林規格の見直しについて(報告)(案)。

平成13年5月25日付け13総合第572号をもって諮問のあったこのことについて、本調査会で調査審議に付し、下記のとおり議決したので報告する。

記。原案とおり改正すべきものと決した。

以上でございます。

○本間会長 よろしゅうございまいしょうか。

(異議なし)

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、予定した3件の審議は終了いたしました。事務局の方でその他追加すべきもの、何かございまいしょうか。

○小林品質課長 特にございませぬ。どうもありがとうございます。

○本間会長 これからのJASの調査会あるいは部会等の日程その他で、何か予告編はございまいしょうか。

○井坂上席規格専門官 現在、11月16日に乾めん類、手延べそうめん類、それとジャム類ということで部会を考えております。それと12月につきましても中旬に部会を2度、これは缶詰類とフローリングと集成材、単板積層材を考えてございます。それから、できますれば1月末に総会をお願いしたいと思っております。あと3月あたりにもう一回ぐらい総会を考えております。

○小林品質課長 今のがおおむね議題としてご相談したいこととございますが、そのほかにまだちょっと検討中の案件が一、二ございまいしょうので、12月あたりにそれが間に合いましたら、またご相談したいと考えております。

まだちょっとはつきりしておりませぬけれども、1つは冷凍の野菜というんでしょうか、そういうものの表示だとか、あるいはお米の表示みたいなことについても、議論の素材が用意できましたらご相談させていただきたいと思っておりますが、そのあたり、準備がまだ整っておりませぬのではつきりしておりませぬ。

○本間会長 そうしますと11月16日、もう近々でございますが、これはもう日程確定ということでよろしゅうございますね。

○小林品質課長 はい。

○本間会長 12月はまだ決まっていないということでございますが、これからだんだん年度末になるということで、予定の方は定めておいていただいた方がよろしいのではないかという気も……

○井坂上席規格専門官 12月は、10日と13日を考えております。10日が木材関係、13日が食品関係を考えております。

○本間会長 大まかな日程がご紹介されましたけれども、とにかく法律が変わって、どんどんやっていかなければならないということでございますので、大変忙しい調査会になったと思います。

委員の方から日程その他で何かご質問ございませんか。よろしゅうございましょうか。

それでは、予定された議事は全部終了ということで、珍しく2時間で、私にしては珍しく早く終わったなという気がいたします。ご協力感謝いたします。

ありがとうございました。

○小林品質課長 どうもありがとうございました。

JAS規格の制定・見直しの基準

平成13年11月6日
農林物資規格調査会決定

この基準は、本調査会がJAS規格の制定又は見直しについて審議するに当たってのガイドラインであり、同調査会がその内部規定として定めるものである。

1 規格の制定の基準

次の基準のすべてに当てはまる農林物資については、規格の制定について検討する。

ただし、これらの基準に当てはまらない農林物資であっても、国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等政策的な必要性が認められる場合には、規格の制定について検討する。

① 生産者又は製造業者が多数存在し、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認め

られるもの

② 規格の制定について、消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があ

るもの

③ 小売販売額が100億円以上あるもの

2 規格の見直しの基準

(1) 廃止の是非を検討するに当たっての基準

① 品位、成分、性能その他品質についての基準を内容とする規格(JAS法第2条第3項第1号の規格)について、次のいずれかに該当する規格については、

廃止の是非を検討することとする。

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められ
な

くなっている農林物資の規格

イ 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額(前年度のデータがまだない場合には、前々年度以前の2ヶ年度)の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格

ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格

エ 格付率が著しく低い規格(格付率を把握できない規格にあっては、輸入品を含む格付品の小売販売額が著しく低いもの)

※格付率は、規格の制定の日、前回の確認の日又は改正の日から見直しを行

う年

度の前年度の終了の日までの期間の平均値、小売販売額は、規格の制定の

日、前

回の確認の日又は改正の日の属する年度の翌年度から見直しを行う年度の前

年度

までの期間の平均値とする。

- ② 生産方法についての基準を内容とする規格(JAS法第2条第3項第2号の規格)については、次のいずれかに該当する規格については、廃止の是非を検討することとする。

ア 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額(前年度のデータがまだない場合には、前々年度以前の2ヶ年度)の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格

イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格

- ③ 廃止の是非の検討に当たっては、次のいずれかに該当する規格について

は、

改正又は確認する方向で検討するものとする。

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格

イ 他法令で引用されている規格

ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格

エ 国際的規格の動向や消費者ニーズの変化への対応等存続させることにつ

い

て政策的な必要性がある規格

オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格

- (2) 改正の是非を検討するに当たっての基準

- ① (1)により廃止することとされた規格以外のすべての規格について、次の観点から改正の是非について検討を行い、改正の必要性が認められる場合に

は、

改正する。

ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の増量材的使用の制

限、

まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の

使用

の
び

い
の

に
す

を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという
観点

イ 実需者向けの農林物資の規格については、性能規定化(強度、耐久性等
材料の性能に着目した規格の導入)、等級化等取引の合理化を図る観点及

実需者に良質な製品を提供する観点

ウ 国際的な規格との整合性を図る観点

② JAS格付を受ける製品の原材料はJAS格付品でなければならないことが
規定されている規格又は品質に関する表示の基準が規定されている規格につ

ては、当該規定を存続させる必要性について実態を踏まえ検討を行い、特段
必要性がない場合には、当該規定を削除する。

(3) 確認

廃止又は改正を行わない規格については、確認するものとする。

(4) 経過措置

規格を改正し、又は廃止するに際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格
に係る農林物資の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものと
する。

[戻る](#)